

仙台市景観法等の施行に関する規則取扱要領
(平成8年6月26日都市整備局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市景観法等の施行に関する規則（平成7年仙台市規則第33号。以下「規則」という。）第38条の規定に基づき、規則の実施細目を定めるものとする。

(届出書等の様式等)

第2条 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）等に係る届出書等は、次の表によるものとする。

届出書等の名称	根拠条項	様式	部数	添付する図書
景観計画区域に係る行為届出書	法第16条第1項	様式第1号	2	別表第1による
景観計画区域に係る行為適合通知書		様式第2号-1 ～第2号-2	—	
景観計画区域に係る行為不適合通知書		様式第3号	—	
景観計画区域に係る行為変更届出書	法第16条第2項	様式第4号	2	
景観計画区域に係る行為通知書	法第16条第5項	様式第5号	1	別表第1による
景観計画区域に係る行為の変更通知書	法第16条第5項	様式第6号	1	
景観チェックリスト	規則第5条第4号	様式第7号-1 ～第7号-6	—	
景観計画区域に係る行為完了届出書	規則第6条	様式第8号	1	
景観地区内における建築物の計画通知	法第66条第2項	様式第9号	1	別表第2による
景観法第66条第3項の認定証	法第66条第3項	様式第10号		
景観法第66条第3項の適合しない旨の通知書	法第66条第3項	様式第11号	—	
景観法第66条第3項の期間内に認定できない旨の通知書	法第66条第3項	様式第12号	—	
景観地区チェックリスト	規則第11条の2 第4号	様式第13号-1 ～第13号-3	—	
景観地区に係る行為完了届書	規則第12条	様式第14号	1	
杜の都景観重要建造物等指定通知書	規則第15条	様式第15号	—	
杜の都景観重要建造物等指定同意書	規則第16条	様式第16号	1	
杜の都景観重要建造物等指定解除通知書	規則第17条	様式第17号	—	
杜の都景観重要建造物等現状変更等届出書	規則第18条	様式第18号	2	別表第3による
杜の都景観協定認定申請書	規則第20条第2項	様式第19号	3	規則第20条第2項による
杜の都景観協定認定通知書	規則第22条	様式第20号	—	
杜の都景観協定否認通知書	規則第22条	様式第21号	—	
杜の都景観協定変更届出書	規則第23条	様式第22号	3	規則第23条第2項による

杜の都景観協定廃止届出書	規則第24条	様式第23号	3	規則第24条第2項による
杜の都景観協定認定取消通知書	規則第25条	様式第24号	—	
景観まちづくり協議会認定申請書	規則第27条	様式第25号	2	
景観まちづくり協議会認定通知書	規則第28条	様式第26号	—	
景観まちづくり協議会否認通知書	規則第28条	様式第27号	—	
景観まちづくり協議会認定取消通知書	規則第29条	様式第28号	—	
景観形成協議会認定取消通知書	平成21年6月改正 前の規則第22条	様式第29号	—	
景観法令に係る建築等計画概要書等に 関する閲覧票	法第80条	様式第30号	1	

(調査又は予測の請求)

第3条 市長は、杜の都の風土を育む景観条例（平成7年仙台市条例第5号）第10条第2項又は第15条の2第2項の規定により景観に及ぼす影響に関する調査又は予測を行うことを求めるときは、その旨を書面により通知するものとする。

(景観計画区域に係る行為届出に対する通知)

第4条 市長は、法第16条第1項又は第2項に基づく届出書が提出されたときは、当該届出をした者に対し、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合する場合には、様式第2号-1又は第2号-2により、適合しない場合には、様式第3号により、通知するものとする。

(建築等計画概要書等の閲覧場所)

第5条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第31条第1項に規定する書類（以下「概要書等」という。）の同条第4項の規定による閲覧（以下「閲覧」という。）の場所は、都市整備局計画部都市景観課内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、同項の規定による閲覧の場所を変更することができる。

(閲覧時間等)

第6条 閲覧の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 閲覧に供しない日は、仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第61号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、閲覧に供する書類の整理その他のため必要と認めるときは、閲覧の時間を短縮し、又は臨時に閲覧を行わない日を定めることができる。

(閲覧の手続)

第7条 閲覧をしようとする者は、様式第30号に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

2 概要書等は、閲覧場所から持ち出してはならない。

(閲覧の禁止等)

第8条 市長は、次のいずれかに該当する者に対し、閲覧を禁止し、又は中止させることができる。

(1) この細則の規程に違反し、又は係員の指示に従わない者

(2) 概要書等を汚損、損傷若しくは紛失し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 閲覧場所において他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

(標準処理期間)

第9条 法等に基づく許認可に係る標準処理期間は、次の表によるものとする。

許認可等の名称	根拠条項	標準処理期間
景観重要建造物の指定の提案に係る通知	法第20条第3項	90日
景観重要建造物の指定の通知	法第21条第1項	7日
景観重要建造物の現状変更の許可	法第22条第1項	20日
景観重要樹木の指定の提案に係る通知	法第29条第3項	90日
景観重要樹木の指定の通知	法第30条第1項	7日
景観重要樹木の現状変更の許可	法第31条第1項	20日
景観重要建造物又は景観重要樹木の管理協定の 景観整備機構に対する認可	法第36条第3項	20日
景観重要建造物又は景観重要樹木の管理協定の 景観整備機構に対する変更の認可	法第40条	20日
景観重要樹木の管理協定の緑地保全・緑化推進法人に対する認可	法第42条第3項	20日
景観重要樹木の管理協定の緑地保全・緑化推進法人に対する変更の認可	法第42条第3項	20日
景観地区等の制限が適用されない応急仮設建築物等を3ヶ月を超えて 存続させる場合の許可	法第77条第4項	7日
景観協定の認可	法第83条第1項	20日
景観協定の変更の認可	法第84条第1項	20日
景観協定の廃止の認可	法第88条第1項	20日
一の所有者による景観協定の認可	法第90条第1項	20日
景観整備機構の指定	法第92条第1項	20日
杜の都景観協定の認定通知	規則第22条	20日
杜の都景観協定の否認通知	規則第22条	20日
景観まちづくり協議会の認定通知	規則第28条	20日
景観まちづくり協議会の否認通知	規則第28条	20日

附 則

この要領は、平成8年6月26日から実施する。

附 則 (平成10年6月29日改正)

この改正は、平成10年7月1日から実施する。

附 則 (平成11年3月29日改正)

この改正は、平成11年4月1日から実施する。

附 則 (平成13年3月30日改正)

この改正は、平成13年4月1日から実施する。

附 則 (平成18年3月30日改正)
この改正は、平成18年4月1日から実施する。

附 則 (平成21年6月24日改正)
この改正は、平成21年7月1日から実施する。

附 則 (平成24年12月16日改正)
この改正は、平成24年12月16日から実施する。

附 則 (平成27年12月1日改正)
この改正は、平成27年12月1日から実施する。

附 則 (平成28年3月30日改正)
この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (平成28年12月20日改正)
この改正は、平成28年12月20日から実施する。

附 則 (令和元年8月30日改正)
この改正は、令和元年9月1日から実施する。

附 則 (令和2年3月23日改正)
この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則 (令和3年3月24日改正)
この改正は、令和3年4月1日から実施する。

別表第1（法第16条関係）

景観計画区域に係る行為届出書（様式第1号），景観計画区域に係る行為通知書（様式第6号）に添付する図書

行 為	図			書
	種 類	縮 尺	数	備 考
建築物	付近見取図	2,500分の1以上	1	敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
	配置図	100分の1以上	1	
	各階の平面図	200分の1以上	1	
	各面の立面図	50分の1以上	1	彩色し、各部分の仕上げ（材料及びマンセル値），露出する建築設備を記載すること
	主要部2面以上の断面図	200分の1以上	1	
	外構図	200分の1以上	1	植栽は樹木名を記載すること
	当該敷地の周辺の状況を示す写真		1	撮影した位置を記載すること
	対象建築物と周辺状況を示した完成予想図		1	2方向以上とする 1) 当該敷地の周辺の状況を示す写真に建築物の外形を示した線を明示することにより完成予想図とすることができる。 2) 建築物の高さが45mまたは延べ床面積が15,000㎡を超えるものは景観シミュレーションを行う。
	景観チェックリスト		1	
工作物	付近見取図	2,500分の1以上	1	敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
	配置図	100分の1以上	1	
	平面図	200分の1以上	1	
	各面の立面図	50分の1以上	1	彩色し、各部分の仕上げ（材料及びマンセル値）を記載すること
	主要部2面以上の断面図	200分の1以上	1	
	外構図	200分の1以上	1	植栽は樹木名を記載すること
	当該敷地の周辺の状況を示す写真		1	撮影した位置を記載すること
	対象工作物と周辺状況を示した完成予想図		1	2方向以上とする 1) 当該敷地の周辺の状況を示す写真に工作物の外形を示した線を明示することにより完成予想図とすることができる。 2) 工作物の高さが45mまたは延べ床面積が15,000㎡を超えるものは景観シミュレーションを行う。
	景観チェックリスト		1	

備考

- この表において、「外構図」とは、門、塀、かき、さく、擁壁、植栽、玄関回り、敷地内通路等の敷地内の外部構成を記載した平面図をいう。

別表第2（法第63条及び法第66条関係）

景観地区内における建築物の計画の認定申請書（景観法施行規則別記様式第2）に添付する図書

行 為	図			書	
	種 類	縮 尺	数	備 考	
建築物	付近見取図	2,500分の1以上	1	敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面	
	配置図	100分の1以上	1		
	各階の平面図	200分の1以上	1		
	各面の立面図	50分の1以上	1	彩色し、各部分の仕上げ（材料及びマンセル値）、露出する建築設備を記載すること	
	主要部2面以上の断面図	200分の1以上	1		
	外構図	200分の1以上	1	植栽は樹木名を記載すること	
	当該敷地の周辺の状況を示す写真			1	撮影した位置を記載すること
	対象建築物と周辺状況を示した完成予想図		1	2方向以上とする 1) 当該敷地の周辺の状況を示す写真に建築物の外形を示した線を明示することにより完成予想図とすることができる。 2) 建築物の高さが45mまたは延べ床面積が15,000㎡を超えるものは景観シミュレーションを行う。	
	景観チェックリスト		1		

別表第3（規則第18条関係）

杜の都景観重要建造物等現状変更等届出書（様式第14号）に添付する図書

行 為	図 書			
	種 類	縮 尺	数	備 考
景観重要建造物等の増築、改築、移転、除却、修繕又は模様替え	付近見取図	2,500分の1以上	1	
	配置図	200分の1以上	1	
	各面の立面図	200分の1以上	1	着色し、露出する建築設備及び各部分の仕上げを記載すること
	外構平面図	200分の1以上	1	植栽は樹木名を記載すること
	現況カラー写真		1	
景観重要建造物等の外観の色彩の変更	付近見取図	2,500分の1以上	1	
	各面の立面図	200分の1以上	1	着色し、露出する建築設備及び各部分の仕上げを記載すること
	現況カラー写真		1	
景観重要建造物等の上記以外の行為	付近見取図	2,500分の1以上	1	
	計画図	500分の1以上	1	
	現況カラー写真		1	
景観重要建造物等の所有権その他の権限の転	付近見取図	2,500分の1以上	1	
	現況カラー写真		1	
	権限の移転を説明する書類		1	

備考

- この表において、「外構平面図」とは、門、塀、かき、さく、擁壁、植栽、玄関回り、敷地内通路等の敷地内の外部構成を記載した平面図をいう。
- この表において、「現況カラー写真」とは、行為地及び周辺の土地の現況を示すカラー写真をいう。